

## 議案第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月21日提出

二宮町長 村田 邦子

### 〔提案理由〕

刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例において規定の整理を行う必要があることから、本条例を制定するために提案する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(二宮町個人情報保護法施行条例の一部改正)

第1条 二宮町個人情報保護法施行条例（令和4年二宮町条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和32年二宮町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第3号及び第4号並びに第15条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部改正)

第3条 二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成29年二宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第47条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例（昭和52年二宮町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(二宮町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 二宮町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年二宮町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例に

よることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

(議案第1号) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条関係 (二宮町個人情報保護法施行条例の一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報 (旧条例第2条第4号に規定する行政文書に記録されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。) を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。) をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>第1条関係 (二宮町個人情報保護法施行条例の一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報 (旧条例第2条第4号に規定する行政文書に記録されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。) を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの (その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。) をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7・8 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第2条関係（職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>第2条関係（職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第15条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していないとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="98 194 1117 231">第3条関係（二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部改正）</p> <p data-bbox="98 271 1117 311">（罰則）</p> <p data-bbox="98 312 1117 391">第47条 第43条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p data-bbox="1120 194 2143 231">第3条関係（二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部改正）</p> <p data-bbox="1120 271 2143 311">（罰則）</p> <p data-bbox="1120 312 2143 391">第47条 第43条第1項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

改正後	改正前
<p>第4条関係（二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部改正）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>（1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2）・（3） （略）</p>	<p>第4条関係（二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部改正）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>（1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2）・（3） （略）</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="98 194 1117 231">第5条関係（二宮町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）</p> <p data-bbox="98 271 1117 311">（退職報償金支給の制限）</p> <p data-bbox="98 312 1117 352">第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p data-bbox="98 354 1117 394">（1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p data-bbox="98 395 1117 435">（2）～（5）（略）</p>	<p data-bbox="1120 194 2141 231">第5条関係（二宮町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）</p> <p data-bbox="1120 271 2141 311">（退職報償金支給の制限）</p> <p data-bbox="1120 312 2141 352">第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p data-bbox="1120 354 2141 394">（1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p data-bbox="1120 395 2141 435">（2）～（5）（略）</p>